

ISS 計画に関する米国の立法動向

JAXA／宇宙法研究センター研究員

菊地耕一

アブストラクト：

米国法上、ISS の運用は、2010 年 NASA 授権法により 2020 年までの継続が決定し、2017 年 NASA 移行授権法により 2024 年までの運用延長が決定しているが、その後の運用延長については決まっていない。前者は、ISS 利用の最大化と米国セグメントの維持と運用継続の保証を併せて求めており、後者は、運用延長にあたっては予算の増加がなければ有人火星ミッションに悪影響を及ぼすことを指摘するとともに、NASA のスポンサーシップに大きく依存した体制から NASA は多くの顧客のうちの一つとなる体制に移行することを求めている。2020 年国家宇宙政策は、ISS の運用継続と併せ、別の商業プラットフォームを開発する方針を示している。

このような ISS の運用継続とポスト ISS を見据えた立法・政策の取り組みの一環として、米国イノベーション・競争力法案 (U.S. Innovation and Competition Act) が 2021 年 6 月に上院で採択されている。同法案は、ISS の経済、国防、科学技術上の価値を再確認し、2030 年まで運用を継続するとともに、ポスト ISS としての商業プラットフォーム構築の可能性を追求し、運用コストの負担の在り方や知財・データの取り扱い、宇宙探査基金の設置について定める内容となっている。同法案の内容から、米国議会のポスト ISS に対する考え方・方向性を理解することができる。なお、同法案は、商業プラットフォームの形態 (ISS モジュールの派生か、民間独自の宇宙ステーションか) については特定していない。